

# 岐阜県公報

第 百 八 十 二 号

令和三年三月二日

(火曜日)

## 告 示

岐阜県告示第八十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和三年三月二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年三月二日

岐阜県知事 古 田 肇

|                       |         |                   |
|-----------------------|---------|-------------------|
| ○道路の区域変更              | (道路維持課) | 八九 <sup>ページ</sup> |
| ○土砂災害警戒区域の指定解除        | (砂防課)   | 八九                |
| ○土砂災害特別警戒区域の指定解除      | (同)     | 九〇                |
| ○土砂災害警戒区域の指定          | (同)     | 九〇                |
| ○土砂災害特別警戒区域の指定        | (同)     | 九〇                |
| ○令和三年度技能検定（前期及び随時）の実施 | (労働雇用課) | 九一                |
| ○県営土地改良事業の変更計画の決定     | (農地整備課) | 九五                |

| 道路の種類 |  | 路線名   |  | 区 間                                   |  | 区域変更前後 |  | 敷地の幅員（メートル）           |  | 延長（メートル）                |  | 備考 |
|-------|--|-------|--|---------------------------------------|--|--------|--|-----------------------|--|-------------------------|--|----|
| 県道    |  | 美濃戸濃線 |  | 美濃市大字安毛字水神山七七二番三地从先から同市大字同字同七六九番五地先まで |  | 前      |  | 八・三<br>（メートル）<br>三三・二 |  | 二五・六<br>（メートル）<br>二九六・六 |  |    |
|       |  |       |  |                                       |  |        |  |                       |  |                         |  |    |
|       |  |       |  |                                       |  |        |  |                       |  |                         |  |    |
|       |  |       |  |                                       |  |        |  |                       |  |                         |  |    |

岐阜県告示第八十二号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十五年岐阜県告示第百四十九号）のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

令和三年三月二日

岐阜県知事 古 田 肇

| 区域の名称   | 区域の所在地   | 区域の表示   | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|---------|----------|---------|---------------------|
| 坂下川1    | 土岐市鶴里町柿野 | 次の図のとおり | 土石流                 |
| 坂下川2    | 土岐市鶴里町柿野 | 次の図のとおり | 土石流                 |
| 坂下川3    | 土岐市鶴里町柿野 | 次の図のとおり | 土石流                 |
| 鶴里町柿野28 | 土岐市鶴里町柿野 | 次の図のとおり | 土石流                 |
| 大平1     | 土岐市妻木町   | 次の図のとおり | 土石流                 |
| 庚申6     | 土岐市妻木町   | 次の図のとおり | 土石流                 |

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県多治見土木事務所及び土岐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第八十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十五年岐阜県告示第五百二十二号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

令和三年三月二日

岐阜県知事 古 田 肇

| 区域の名称 | 区域の所在地   | 区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------|----------|-------------------------------|---------------------|
| 坂下川2  | 土岐市鶴里町柿野 | 次の図のとおり                       | 土石流                 |
| 坂下川3  | 土岐市鶴里町柿野 | 次の図のとおり                       | 土石流                 |

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県多治見土木事務所及び土岐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第八十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和三年三月二日

岐阜県知事 古 田 肇

| 区域の名称   | 区域の所在地   | 区域の表示   | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|---------|----------|---------|---------------------|
| 坂下川1    | 土岐市鶴里町柿野 | 次の図のとおり | 土石流                 |
| 坂下川2    | 土岐市鶴里町柿野 | 次の図のとおり | 土石流                 |
| 坂下川3    | 土岐市鶴里町柿野 | 次の図のとおり | 土石流                 |
| 鶴里町柿野28 | 土岐市鶴里町柿野 | 次の図のとおり | 土石流                 |
| 大平1     | 土岐市妻木町   | 次の図のとおり | 土石流                 |
| 庚申6     | 土岐市妻木町   | 次の図のとおり | 土石流                 |

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県多治見土木事務所及び土岐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第八十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する

ので、同条第四項の規定により告示する。

令和三年三月二日

岐阜県知事 古 田 肇

| 区域の名称   | 区域の所在地   | 区域の表示及び建築物に作<br>用すると想定<br>される衝撃に<br>関する事項 | 土砂災害の発生<br>原因となる自然<br>現象の種類 |
|---------|----------|-------------------------------------------|-----------------------------|
| 坂下川2    | 土岐市鶴里町柿野 | 次の図のとおり                                   | 土石流                         |
| 坂下川3    | 土岐市鶴里町柿野 | 次の図のとおり                                   | 土石流                         |
| 鶴里町柿野28 | 土岐市鶴里町柿野 | 次の図のとおり                                   | 土石流                         |
| 大平1     | 土岐市妻木町   | 次の図のとおり                                   | 土石流                         |

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課 岐阜県多治見土木事務所及び土岐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 公 示

○令和三年度技能検定（前期及び随時）の実施

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十六条第二項の規定により令和三年度技能検定（前期及び随時）を次のとおり実施しますので、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定により公示します。

令和三年三月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 実施等級等

技能検定は、一級、二級、三級、単一等級及び基礎級に区分し、実技試験及び学科

試験によって行います。

二 前期に実施する等級区分及び検定職種（作業）

1 一級及び二級

園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、鋳造（鋳鉄鋳物鋳造作業）、金属熱処理（一般熱処理作業及び浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業、ホブ盤作業、数値制御ホブ盤作業及びマシニングセンタ作業）、放電加工（数値制御彫形彫り放電加工作業及びワイヤ放電加工作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、建築板金（内外装板金作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業）、切削工具研削（工作機械用切削工具研削作業及び超硬刃物研削作業）、ダイカスト（コールドチャンネルダイカスト作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、産業車両整備（産業車両整備作業）、建設機械整備（建設機械整備作業）、家具製作（家具手加工作業及びいす張り作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、印刷（オフセット印刷作業）、プラスチック成形（射出成形作業及び真空成形作業）、強化プラスチック成形（手積み積層成形作業）、石材施工（石張り作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、ブロック建築（コンクリートブロック工事作業）、タイル張り（タイル張り作業）、畳製作（畳製作作業）、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業及びシーリング防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、木質系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業及び化粧フィルム工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、表装（表具作業及び壁装作業）、塗装（木工塗装作業、建築塗装作業、金属塗装作業及び噴霧塗装作業）、写真（肖像写真デジタル作業）及びフラワー装飾（フラワー装飾作業）

2 二級

金属熱処理（高周波・炎熱処理作業）

3 三級

園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、鋳造（鋳鉄鋳物鋳造作業）、金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業及び高周波・炎熱処理作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業及びマシニングセンタ作業）、仕上げ（機械組立仕上げ作業）、機械検査（機械検査作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、建築大工（大工工事作

業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、ブロック建築(コンクリートブロック工事作業)、塗装(金属塗装作業)及びフラワー装飾(フラワー装飾作業)(ただし、機械検査(機械検査作業)にあつては、学科試験のみ実施する。)

#### 4 単一等級

路面標示施工(溶融ペイントハンドマーカー工事作業及び加熱ペイントマシンマーカー工事作業)

### 三 随時実施する等級区分及び検定職種(作業)

#### 1 二級

鑄造(鑄鉄鑄物鑄造作業及び非鉄金属鑄物鑄造作業)、鍛造(プレス型鍛造作業)、機械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業及びマシニングセンタ作業)、金属プレス加工(金属プレス作業)、鉄工(構造物鉄工作業)、建築板金(内外装板金作業)、工場板金(機械板金作業)、めっき(溶融亜鉛めっき作業)、アルミニウム陽極酸化処理(陽極酸化処理作業)、仕上げ(治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業)、機械検査(機械検査作業)、ダイカスト(ホットチャンバダイカスト作業及びコールドチャンバダイカスト作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、電気機器組立て(変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業及び回転電機巻線製作作業)、プリント配線板製造(プリント配線板製造作業)、冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)、染色(糸浸染作業及び織物・ニット浸染作業)、ニット製品製造(丸編みニット製造作業及び靴下製造作業)、婦人子供服製造(婦人子供既製服縫製作業)、紳士服製造(紳士既製服製造作業)、帆布製品製造(帆布製品製造作業)、布はく縫製(ワイシャツ製造作業)、家具製作(家具手加工作業)、建具製作(木製建具手加工作業)、紙器・段ボール箱製造(印刷箱打抜き作業、印刷箱製箱作業、貼箱製造作業及び段ボール箱製造作業)、製本(製本作業)、プラスチック成形(射出成形作業及びインフレーション成形作業)、石材施工(石材加工作業及び石張り作業)、パン製造(パン製造作業)、建築大工(大工工事作業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、左官(左官作業)、築炉(築炉作業)、タイル張り(タイル張り作業)、配管(建築配管作業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)、防水施工(シーリング防水工事作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業及びカーテン工事作業)、表装(壁装作業)、塗装(噴霧塗装作業)

及び工業包装(工業包装作業)

なお、二級の試験については、基礎級又は職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令(平成二十九年厚生労働省令第五十七号)第一条の規定による改正前の職業能力開発促進法施行規則(以下「旧規則」という。)第六十一条に規定する基礎一級若しくは基礎二級の技能検定及び当該検定職種に係る三級の実技試験に合格した者に限り受検することができます。

#### 2 三級及び基礎級

鑄造(鑄鉄鑄物鑄造作業及び非鉄金属鑄物鑄造作業)、鍛造(プレス型鍛造作業)、機械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業及びマシニングセンタ作業)、金属プレス加工(金属プレス作業)、鉄工(構造物鉄工作業)、建築板金(内外装板金作業)、工場板金(機械板金作業)、めっき(電気めっき作業及び溶融亜鉛めっき作業)、アルミニウム陽極酸化処理(陽極酸化処理作業)、仕上げ(治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業)、機械検査(機械検査作業)、ダイカスト(ホットチャンバダイカスト作業及びコールドチャンバダイカスト作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、電気機器組立て(変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業及び回転電機巻線製作作業)、プリント配線板製造(プリント配線板製造作業)、冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)、染色(糸浸染作業及び織物・ニット浸染作業)、ニット製品製造(丸編みニット製造作業及び靴下製造作業)、婦人子供服製造(婦人子供既製服縫製作業)、紳士服製造(紳士既製服製造作業)、帆布製品製造(帆布製品製造作業)、布はく縫製(ワイシャツ製造作業)、家具製作(家具手加工作業)、建具製作(木製建具手加工作業)、紙器・段ボール箱製造(印刷箱打抜き作業、印刷箱製箱作業、貼箱製造作業及び段ボール箱製造作業)、印刷(オフセット印刷作業)、製本(製本作業)、プラスチック成形(圧縮成形作業、射出成形作業、インフレーション成形作業及びブロー成形作業)、強化プラスチック成形(手積み積層成形作業)、石材施工(石材加工作業及び石張り作業)、パン製造(パン製造作業)、ハム・ソーセージ・ベーコン製造(ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業)、水産練り製品製造(かまぼこ製品製造作業)、建築大工(大工工事作業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、築炉(築炉作業)、タイル張り(タイル張り作業)、配管(建築配管作業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工



(鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)、防水施工(シーリング防水工事作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業及びカーテン工事作業)、サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)、表装(壁装作業)、塗装(建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業及び噴霧塗装作業)及び工業包装(工業包装作業)

なお、三級の試験については、基礎級又は旧規則第六十一条に規定する基礎一級若しくは基礎二級の技能検定に合格した者に限り受検することができません。

#### 四 技能検定試験手数料

1 実技試験 岐阜県企画経済関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第十七号)で定める額とします。

2 学科試験 三千百円

#### 五 実施期日

1 前期

##### (一) 実技試験

令和三年六月七日(月)から同年九月十二日(日)までの間において、別途岐阜県職業能力開発協会が指定する日に行います。

##### (二) 学科試験

(1) 令和三年七月十一日(日)に実施する検定職種  
三級

園芸装飾、造園、鋳造、機械加工、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、建築大工、とび、左官、ブロック建築、塗装及びフラワー装飾

(2) 令和三年八月二十二日(日)に実施する検定職種

ア 一級、二級及び三級

金属熱処理

イ 一級及び二級

造園、金属プレス加工、産業車両整備、プラスチック成形、とび、防水施工、サッシ施工及び塗装

(3) 令和三年八月二十九日(日)に実施する検定職種

一級及び二級

機械加工、ダイカスト、電子機器組立て、建設機械整備、家具製作、建具製

作、印刷、左官、畳製作及び内装仕上げ施工

(4) 令和三年九月一日(水)に実施する検定職種

一級及び二級

写真

(5) 令和三年九月五日(日)に実施する検定職種

ア 一級及び二級

園芸装飾、鋳造、放電加工、建築板金、仕上げ、切削工具研削、強化プラスチック成形、石材施工、ブロック建築、タイル張り、表装及びフラワー装飾

イ 単一等級

路面標示施工

#### 2 随時

実技試験及び学科試験は、令和三年四月一日(木)から令和四年三月三十一日(木)までの間において、別途岐阜県職業能力開発協会が指定する日に行います。

#### 六 実施場所

実技試験及び学科試験の実施場所は、別途岐阜県職業能力開発協会から受検申請者に通知します。

#### 七 問題の公表

実技試験問題は、あらかじめ岐阜県職業能力開発協会において公表するとともに、受検申請者宛て送付します。ただし、一部の検定職種については、問題の全部又は一部を公表しません。

前期試験の問題の公表は、令和三年五月三十一日(月)から行います。

#### 八 受検申請の手続

1 提出書類等

##### (一) 前期

(1) 県が指定する技能検定受検申請書

(2) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面の写し

(3) 四に定める手数料の振込金受取書(受付書)の写し

(4) 実技試験を在校生として受検する場合は、在校生であることを証明する書類

##### (二) 随時

- (1) 県が指定する技能検定受検申請書
  - (2) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面の写し
  - (3) 四に定める手数料の振込金受取書（受付書）の写し
- 2 提出先  
〒五〇九―〇一〇九 各務原市テクノプラザ一丁目一八番地 岐阜県人材開発支援センター内 岐阜県職業能力開発協会（前期については電話〇五八―二六〇―八六八六、随時については電話〇五八―三二一―三六七八）
  - 3 受付期間  
(一) 前期  
令和三年四月五日（月）から同月十六日（金）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。  
(二) 随時  
原則として、技能検定試験の実施期日の三十日前まで
  - 4 受検申請に関する注意  
(一) 技能検定は、働く方々の職業能力を評価する試験であり、受検には原則として一定の実務経験が必要となります。  
(二) 提出書類等を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書してください。また、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面の写しを同封してください。  
なお、郵送による申請書は、受付期間内の消印のあるものに限り、受け付けます。
  - (三) 実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格がある者は、二に掲げる検定職種以外の職種についても受検申請ができます。
  - (四) 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料を納付する必要があります。
  - (五) 受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しません。
- 九 合格の発表等  
1 前期  
(一) 技能検定合格者の発表

- 技能検定合格者の受検番号は、令和三年七月十一日（日）に学科試験を実施する検定職種に関しては同年八月二十七日（金）、その他の検定職種に関しては同年十月一日（金）に岐阜県商工労働部労働雇用課前に掲示されます。
- (二) 実技試験又は学科試験の合格通知  
実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、岐阜県職業能力開発協会から、令和三年七月十一日（日）に学科試験を実施する検定職種に関しては同年八月二十七日（金）付けの書面で、その他の検定職種に関しては同年十月一日（金）付けの書面で通知されます。
  - (三) 技能検定合格証書等の交付  
一級及び単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣名の、二級及び三級の技能検定の合格者には知事名の合格証書が交付されます。  
このほか、厚生労働大臣から、技能検定の合格者に対し、技能士章が交付されます。
- 2 随時  
(一) 実技試験又は学科試験の合格通知  
実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、岐阜県職業能力開発協会が書面で通知します。  
(二) 技能検定合格証書等の交付  
合格者には、知事名の合格証書が交付されます。  
このほか、二級及び三級合格者には、厚生労働大臣から、技能士章が交付されます。
- 十 試験結果の提供  
1 提供する試験結果  
学科試験及び実技試験（計画立案等作業試験及び判断等試験）の得点  
2 提供期間  
合格発表の日から一月間  
3 提供する場所  
情報公開・個人情報総合窓口（岐阜県庁二階、電話〇五八―二七二―一一一内線二二九六）  
4 提供を受けるために必要な書類等  
(一) 受検票

(二) 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受検者本人であることを確認できる書類のうちいずれか一つ  
十一 その他

技能検定についてご不明な点は、岐阜県商工労働部労働雇用課（電話〇五八―二七二―二二―一 内線三二二六）又は岐阜県職業能力開発協会（前期については電話〇五八―二六〇―八六八六、随時については電話〇五八―三二―三六七八）までお問い合わせください。

○県営土地改良事業の変更計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十八条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の変更計画を定めたので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和三年三月二日

岐阜県知事 古 田 肇

| 施行に係る地区名 | 縦覧場所  | 縦覧期間                    |
|----------|-------|-------------------------|
| 東高山地区    | 高山市役所 | 令和三・三・三〇から<br>同三・三・三〇まで |

令和三年三月二日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編集  
岐阜市三輪ぶりとびあ十三丁一  
岐阜文芸社